

OES 大槻電気通信株式会社
個人情報保護監査規程

第 1 条(目的)

本規程は、個人情報保護規程第 20 条に基づき、当社の個人情報保護対策プログラムに関する監査の実施、監査結果の報告および改善要求に関する規則を定めるものである。

第 2 条(責任)

1. 代表取締役は、当社の個人情報保護対策プログラムの監査に関する責任者として、監査責任者を選任する。なお、監査責任者は、個人情報保護責任者を除く当社の役員または従業員の中なら選任するものとする。
2. 監査責任者は、本細則に基づき、内部監査を計画し、少なくとも 1 年に 1 回は計画に基づく監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告し、指摘事項の改善を要求しなければならない。

第 3 条(実施方法)

1. 当社の監査項目は以下とおりとする。
 - (1) 個人情報保護対策の法令への適合性
 - (2) 個人情報保護対策の実施状況
 - (3) 個人情報保護対策に関する役員および従業員への教育の実施状況
 - (4) リスクファクターの抽出と対策
 - (5) その他、上記に附帯し、または関連する事項
2. 監査責任者は、前項に記載する監査項目を含んだ監査計画を作成し、代表取締役の承認を受ける。
3. 内部監査責任者は、内部監査計画に基づき、監査項目、監査日時および場所、などの詳細をあらかじめ被監査部門の責任者に通知する。
4. 内部監査責任者は、計画に基づく監査の実施後、監査報告書を作成し、被監査部門の責任者にあらかじめこれを通知する。
5. 監査責任者は、監査の結果をマネジメントレビューにより代表取締役に報告し、個人情報保護マネジメントシステムが適正に実施されているかどうかの確認、改善項目の抽出に役立てる。

第 4 条(是正処置)

監査によって改善の指摘を受けた部門の部門長は、当該指摘に基づき是正処置を実施する。監査責任者は、その実施状況について確認を行う。この場合、代表取締役の指示があればそれに従う。

附則

- 1 . 本規程は、取締役会の承認により制定改廃を行う。
- 2 . 本規程は、有限会社東北消防設備管理センターにも適用する。
- 3 . 本規程は、2005年4月1日より施行する。